

○京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱

平成17年4月8日
京都府告示第253号

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱を次のように定める。

京都府高校生等修学支援のための特別融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、高等学校等に在学する者で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものを支援する修学支援特別融資制度を利用して修学資金を借り入れた者（以下「借入者」という。）に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（次に掲げるものに限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。

ア 高等学校

イ 中等教育学校（後期課程に限る。）

ウ 特別支援学校（高等部に限る。）

(2) 取扱金融機関 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫及び京都北都信用金庫をいう。

(3) 修学支援特別融資制度 取扱金融機関が、京都府と提携して、高等学校等に在学する者の修学を支援するため、別表に掲げる融資対象者に対し、京都府修学支援特別融資（以下「修学支援融資」という。）及び京都府修学支度金特別融資（以下「修学支度金融融資」という。）として、同表に掲げる融資額を、同表に掲げる借入目的、融資期間、融資利率及び保証料の要件において融資する制度をいう。

(4) 一括融資 修学支援融資において、高等学校等に在学する者が当該高等学校等に入学した年（以下「入学年」という。）に、融資額の全額を一括して借り入れることをいう。

(5) 年度分割融資 修学支援融資において、入学年から継続した3年以内の期間で、融資額を年度ごとに借り入れることをいう。

(6) 貸借契約 修学支援特別融資制度に基づき取扱金融機関と借入者との間で締結された金銭消費貸借契約をいう。

(7) 修学資金 前号に規定する貸借契約により借り入れた資金をいう。

（平19告示242・平20告示189・一部改正）

(利子補給金の額等)

第3条 利子補給金は、貸借契約に基づき取扱金融機関に対して支払った利子（延滞に伴う遅延損害金及び延滞利息を除く。以下同じ。）に相当する額とする。

2 この要綱に基づく利子補給金には、規則第4条の2の規定は、適用しない。

（平23告示175・一部改正）

(特別融資申込資格認定申請)

第4条 修学支援特別融資制度を利用しようとする者は、別に定める申込資格認定申請書を、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、特別融資申込資格を有すると認める場合は別に定める認定証を申請者に交付し、認めない場合はその旨を申請者に通知する。

3 前項に規定する認定証は、修学資金を借り入れようとするときに取扱金融機関に提示しなければならない。

(利子補給金交付申請)

第5条 借入者が第3条に規定する利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に支払った利子に係る利子補給金について、別に定める交付申請書を、当該利子支払期間後の直近の6月末日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第6条 規則第14条に規定する利子補給金の額の確定については、交付決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年度分の利子補給金から適用する。

附 則（平成19年告示第242号）

この告示は、平成19年度分の利子補給金から適用する。

附 則 (平成20年告示第189号)
この告示は、平成20年4月11日から施行する。

附 則 (平成23年告示第175号)
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第553号)
この告示は、平成26年10月7日から施行する。

別表 (第2条関係)
(平19告示242・平26告示553・一部改正)

区分	内容			
融資対象者	修学支援融資	次に掲げる要件の全てに該当する者であること。 1 京都府の区域内に居住していること。 2 高等学校等に在学する者 (以下「在學生」という。) の属する世帯の主たる生計維持者であること。 3 所得額が別に定める基準額以下であること。 4 在學生の属する世帯の所得が、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則 (平成14年京都府規則第31号) 第3条第1項に規定する基準の額を越えていること。 5 在學生が特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) に基づく授業、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和30年法律第120号) に基づく修学資金その他知事が定める資金の貸与又は給付を受けていないこと。		
	修学支度金融資	次に掲げる要件の全てに該当する者であること。 1 京都府の区域内に居住していること。 2 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例 (平成14年京都府条例第34号) 第2条第3号の修学金を貸与される者 (以下「修学金借受者」という。) の属する世帯における主たる生計維持者であること。 3 所得額が別に定める基準額以上であること。 4 修学金借受者が母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく就学支度費その他知事が定める資金の貸与又は給付を受けていないこと。		
融資額	修学支援融資	在學生1人につき、次の表に定める額であること。		
		学校の種類	融資方法	融資額
		国公立の高等学校等	一括融資	648,000円以内

			年度分割融資	各年度
	私立の高等学校等	一括融資	1,080,000円以内	
		年度分割融資	各年度	360,000円以内
注 一括融資と年度分割融資は、いずれかを選択				
修学支度金融資	修学金借受者1人につき、次の表に定める額であること。			
		学校の種類	融資額	
		国公立の学校	60,000円	
		私立の学校	250,000円	
注 「学校」とは、高等学校等及び高等専門学校をいう。				
修学資金の借入目的	修学資金の借入目的は、次のいずれかであること。 1 受験に要した資金 (受験料、交通費、宿泊費等) 2 学校に納付する資金 (入学金、授業料、施設設備費、寄付金等) 3 その他の資金 (教科書代、制服代、下宿の資金等)			
融資期間	7年以内 (うち据置期間は、必要に応じて3年以内) であること。			
融資利率	1 年利1.7パーセント (固定) であること。 2 借入時の利率は、融資期間内は変動しないこと。			
保証料	1 保証人不要であること。 2 取扱金融機関の設定する保証 (手数料) 料は、借入者の負担であること。			

京都府高等学校等修学資金貸与実施要項

平成16年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成16年12月1日改正
(別表第1は平成17年4月1日適用)
平成17年4月1日改正
(15及び別表第1は平成18年4月1日適用)
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成22年9月1日改正
平成23年7月1日改正
平成24年10月1日改正
平成25年1月1日改正
平成26年4月1日改正
平成26年10月1日改正
(3の(2)及び7以外は平成27年4月1日適用)
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正

1 趣旨

この要項は、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号。以下「条例」という。）及び京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第31号。以下「規則」という。）により修学資金を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等であって、貸与を受けようとする者と生計を一にするものをいう。
- (2) 市町村民税所得割額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額をいう。

3 貸与額

- (1) 規則第2条第1項に規定する修学資金の貸与額（以下「修学資金貸与額」という。）は、千円未満を切り捨てた千円単位で申請するものとする。
- (2) 規則第2条第1項の条例第1条に規定する者に対する資金で知事が別に定めるものは、京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）による給付金とする。
- (3) (2)に規定する資金の月額に相当する額として知事が別に定めるところにより算定した額とは、別表第1のとおりとする。ただし、同一年度内においては、区分の変更があっても額は変更しない。
- (4) 修学生が(2)に定める資金の給付を受ける者の世帯に属するときの修学資金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、(3)のただし書きに該当する場合は、変更後の区分による規則別表第1に定める額から、(3)に規定する額を控除したものである。
- (5) 修学資金貸与額のうち、自宅外通学の場合の適用は、次のとおりとする。
ア 申請時現在において現に自宅外から通学している者で、自宅外通学の修学資金貸与

額を希望するものに適用する。

イ 自宅とは、申請者と生計を同じくする家族の住所をいい、転勤や出稼ぎ等により主たる生計維持者が、一時的に家族と別居しているときは、その家族の住所を自宅とみなす。

ウ 自宅外通学の修学資金貸与額の適用に当たっては、申請書又は所得に関する証明書に記載された住所により、申請者の現住所及び自宅の住所を確認する。

4 認定基準

規則第3条第1項の知事が定める認定基準は、条例第3条第1項の修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者の属する世帯が、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 保護者等が、申請時に生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていること。
- (2) 保護者等の全員の市町村民税所得割（申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のもの。）が、別表第3に定める基準額未満であること。
- (3) 主たる生計維持者の失業若しくは破産等又は災害救助法等が適用された災害により家計が急変したこと。
- (4) 病気、事故、会社倒産、経営不振、転職、資金カット又は災害救助法等が適用されない災害等により家計が急変したため、申請時の所得状況から推算した保護者等の1年間の収入見込み等から算出した市町村民税所得割額相当額が、別表第3に定める基準額未満であること。

5 認定の方法

- (1) 4の(1)による認定
生活保護受給証明書により認定する。
- (2) 4の(2)による認定
ア 次のいずれかの書類により認定する。
(ア) 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
(イ) 市町村民税納税通知書の写し
(ウ) 市町村民税課税（非課税）証明書
イ 別表第3の扶養親族については、健康保険証の写し等により確認する。
- (3) 4の(3)による認定
家計急変事情の申告書（別記第10号様式）及び次の書類により認定する。
ア 事由に該当することの証明書類
(ア) 失業の場合 離職票の写し又は退職証明書等
(イ) 破産の場合 破産決定書・申立書の写し又は個人事業の開・廃業の届出書の写し等
(ウ) 災害の場合 災証明書（被害状況を記した校長の副申書も可とする。）
(エ) その他の場合 事由を確認できる書類
イ 次のいずれかの書類（申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のもの。）
(ア) 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
(イ) 市町村民税納税通知書の写し
(ウ) 市町村民税課税（非課税）証明書
- (4) 4の(4)による認定
家計急変事情の申告書（別記第10号様式）及び次の書類により認定する。
ア 事由に該当することの証明書類
(ア) 病気の場合 医師の診断書等
(イ) 事故の場合 事故証明書等

- (ウ) 会社倒産の場合 取引停止通知書の写し等
- (エ) 経営不振の場合 経営不振の事由により公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類
- (オ) 転職又は賃金カットの場合 雇用主の証明書等
- (カ) 災害の場合 災証明書等
- (キ) その他の場合 事由を確認できる書類

- イ 次のいずれかの書類（申請する月の属する年度のもの。ただし、申請する月が4月又は5月であるときは、その前年度のもの。）
 - (ア) 市町村民税特別徴収税額通知書の写し
 - (イ) 市町村民税納税通知書の写し
 - (ウ) 市町村民税課税（非課税）証明書
- ウ 申請時の所得状況から保護者等の1年間の収入見込額を推算するための次のいずれかの書類
 - (ア) 損益計算書（事業所得者に限る。別記第2号様式）
 - (イ) 雇用主による支払（見込）証明書
 - (ウ) 直近3箇月分以上の給与明細書の写し
 - (エ) その他所得金額が確認できる書類

エ 当該事由により特別に支出が見込まれる額に係る申告書（別記第3号様式）

(5) (4)のウにより給与所得者の収入見込額を推算する場合で、1年間分の収入金額が明らかでないときは、給与明細書の写し等により算定した平均月収金額をもとに次の方法により推算する。

ア ボーナスの支給が見込める場合は、平均月収金額を16.15倍した金額を1年間の収入見込額とする。ただし、転職の事由によるときは、平均月収金額を16.15倍し、その金額を0.95倍した金額を1年間の収入金額とする。

イ ボーナスの支給が見込めない場合は、平均月収金額を12倍した金額を1年間の収入見込額とする。

- (6) 4の(4)の市町村民税所得割額相当額については、別表第4に掲げる計算方法により算出する。
- (7) (3)又は(4)の申請については、事由発生から1年以内に限る。ただし、家計急変事情継続の申告書（別記第4号様式）を提出し、当該事情が継続していると認めた者は、この限りでない。

6 同種の資金

規則第3条第2項の知事が別に定める資金とは、次のとおりとする。

- (1) 高校生給付型奨学金支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）による奨学金
- (2) 交通遺児奨学金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）による交通遺児奨学金等
- (3) 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）による母子家庭奨学金等
- (4) 京都府看護師等修学資金の貸与に関する条例（昭和39年京都府条例第46号）による修学資金
- (5) 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に貸与又は給付する奨学金（規則第3条第2項並びに(1)から(4)まで及び3の(2)に規定する奨学金を除く。）
- (6) その他知事が認める資金

7 修学支度金の基準

規則第3条第3項の知事が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 修学支度金の貸与を受けようとする者が、次の資金の貸与又は給付を受けていないこと。
 - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく就学支度資金

- イ 高校生給付型奨学金支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）による入学支度金
 - ウ 交通遺児奨学金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）による高等学校入学支度金
 - エ 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）による高等学校入学支度金
 - オ 都道府県又は公共的団体が高等学校等に在学する者に貸与又は給付する支度金（アからエまでを除く。）
 - カ その他知事が認める支度金
- (2) 修学支度金の貸与を受けようとする者の属する世帯の主たる生計維持者の年収が150万円未満であること。ただし、4の(3)に該当する場合はこの限りでない。

8 貸与の申請

- (1) 修学資金の申請期日は、次のとおりとする。
 - ア 規則第5条第1項及び第2項の予約申請 毎年度知事が定める。
 - イ 規則第6条第1項及び第2項の貸与申請 高等学校等に入学した年度の4月末日
 - ウ 規則第6条第3項の在学申請者の貸与申請
 - (ア) 現に修学金の貸与を受けている者が、年度を超えて引き続き修学金の貸与を受けようとするとき 毎年度知事が定める。
 - (イ) 当該年度に高等学校等に入学（編入学、転学及び中等教育学校後期課程への進級を含む。以下「入学」という。）をした者のうち、前年度に規則第5条第3項に規定する高等学校等修学資金貸与予定通知書を受けていないものが、当該年度の4月分から修学金の貸与を希望するとき 当該年度の5月15日
 - (ウ) (ア)(イ)以外のとき 随時

エ 規則第6条第4項の貸与申請 入学した日の属する月の翌月の15日

- (2) 規則第6条第1項の貸与申請は高等学校等修学資金貸与予定通知書、同条第2項の貸与申請は高等学校等修学支度金貸与予定通知書を受けた年度の次年度にのみ行うことができる。

9 貸与の方法

- (1) 8の(1)のウの(イ)の貸与申請をした者の決定貸与期間の開始は当該年度の4月とする。
- (2) 8の(1)のウの(ウ)の在学申請をした者の決定貸与期間の開始は、当該申請日の属する月の翌月とする。
- (3) 規則第7条の修学資金又は修学支度金の貸与は、申請者又は修学生から届出のあった本人名義の口座に口座振替払いの方法により行うものとし、申請者又は修学生は、本人名義の口座を高等学校等修学資金貸与口座振替依頼書（別記第5号様式）により知事に届け出るものとする。
- (4) 規則第8条第1項の規定により修学金の貸与額変更を申請した者に係る修学金の決定貸与期間の開始は次のとおりとする。
 - ア 減額の場合 該当事由により変更した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
 - イ 3の(2)に定める資金の受給を申請したことによる減額の場合 当該年度の決定貸与期間の開始月
 - ウ 増額の場合 該当事由により変更した日の属する月
 - エ 3の(2)に定める資金の受給対象外となったことによる増額の場合 当該年度の決定貸与期間の開始月
- (5) 3の(2)に定める資金を受給することにより修学金の貸与額を減額したときは、その旨を高等学校等修学資金貸与額変更通知書（別記第18号様式）により修学生に通知する。

10 返還方法等

- (1) 修学生が規則第14条の規定により、修学金を返還するときは、規則第13条第1項の高等学校等修学金借用証書とともに高等学校等修学金返還計画書（別記第6号様式）並びに所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書（別紙様式1・別紙様式2、以下「別紙様式1・別紙様式2」という。）を、修学支度金を返還するときは、規則第13条第2項の高等学校等修学支度金借用証書とともに高等学校等修学支度金返還計画書（別記第7号様式）を提出しなければならない。
- (2) 規則第14条に規定する修学金又は修学支度金の返還は、口座振替又は納入通知書により行うものとする。
- (3) 修学生が規則第14条第2項の規定により、修学金の全部又は一部を繰り上げて返還するときは、高等学校等修学金（一部）繰上返還申出書（別記第16号様式）を、修学支度金の全部又は一部を繰り上げて返還するときは、高等学校等修学支度金（一部）繰上返還申出書（別記第17号様式）を提出しなければならない。
- (4) 修学金又は修学支度金の返還が完了した者については、その旨を通知し、規則第13条の高等学校等修学金借用証書並びに別紙様式1・別紙様式2、又は修学支度金借用証書を送付するものとする。

11 返還の猶予

規則第15条第4項及び第5項に規定する返還の猶予事由を証する書類は、次のとおりとする。

- (1) 規則第15条第1項第1号に該当するときは、在学証明書
- (2) 規則第15条第1項第2号に該当するときは、次のとおりとする。
 - ア 災害又は盗難によるとき それらを証明する公的な証明書等
 - イ 疾病又は負傷によるとき 医師の診断書等
 - ウ その他やむを得ない理由によるとき 別表第5に規定する書類

12 返還猶予期間の変更

- (1) 規則第15条第1項の規定により返還を猶予された修学生が、返還を猶予する事由に該当しなくなったときは、京都府高等学校等修学資金返還猶予異動届（別記第14号様式）を提出しなければならない。
- (2) 規則第15条第1項の規定により返還を猶予された修学生が、返還を猶予された期間中に返還を開始したいときは、京都府高等学校等修学資金返還猶予辞退届（別記第15号様式）を提出しなければならない。

13 返還の免除

- (1) 規則第16条第1項第1号の心身の障害の状態とは、別表第6の第1級に、同項第2号の心身の障害の状態とは同表の第2級に相当するものとする。
- (2) 規則第16条第2項及び第3項に規定する返還の免除事由を証する書類とは、次のとおりとする。
 - ア 死亡のとき 死亡したことを確認できる書類
 - イ 心身の障害のとき 医師の診断書（別記第8号様式）及び家計状況書（別記第9号様式）
- (3) 修学生が死亡又は心身の障害の状態となったと認められる者のうち、次のいずれかに該当するときは、返還未済額の全額又はその4分の3以内の額を免除することができる。
 - ア 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）その他これらに相当する教育機関に在学するとき。
 - イ 引き続き3年以上療養しているとき。
 - ウ 生活保護法により保護を受けているとき。

エ 公務上の災害を受けたとき。

オ 災害により資産を失い、さらに身体に障害を受けたとき。

カ 公共の福祉のため生命の危険を冒したとき。

キ その他真にやむを得ない事由があるとき。

- (4) (3)に該当しない者については、修学生若しくは修学生の相続人又は連帯保証人の返済能力に応じて返還免除額を決定する。

14 調査等

申請内容、在籍状況又は住所に関して、本人の同意を得て、在籍学校又は関係官公署に対して照会を行うことができる。

15 その他

この要項に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し、必要な事項は別に定める。

別表第1

区 分		京都府奨学のための給付金の受給者 (高校生給付型奨学金・支援金の受給者を除く。)		京都府奨学のための給付金の受給者 (高校生給付型奨学金・支援金の受給者に限る。)	
		第1子の高校生等 の場合	第2子以降の高校 生等の場合	第2子以降の高校 生等の場合	第2子以降の高校 生等の場合
国公立 の高等 学校等	自宅通学 の場合	全日制 定時制	月額 4,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
		通信制	月額 3,000円	月額 3,000円	—
	自宅外通 学の場合	全日制 定時制	月額 4,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
		通信制	月額 3,000円	月額 3,000円	—
私立の 高等学 校等	自宅通学 の場合	全日制 定時制	月額 5,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
		通信制	月額 3,000円	月額 3,000円	—
	自宅外通 学の場合	全日制 定時制	月額 5,000円	月額 10,000円	月額 5,000円
		通信制	月額 3,000円	月額 3,000円	—

別表第2

区 分		京都府奨学のための給付金の受給者 (高校生給付型奨学金・支援金の受給者を除く。)		京都府奨学のための給付金の受給者 (高校生給付型奨学金・支援金の受給者に限る。)	
		第1子の高校生等 の場合	第2子以降の高校 生等の場合	第2子以降の高校 生等の場合	第2子以降の高校 生等の場合
国公立 の高等 学校等	自宅通学 の場合	全日制 定時制	月額 14,000円	月額 8,000円	月額 13,000円
		通信制	月額 15,000円	月額 15,000円	月額 18,000円
	自宅外通 学の場合	全日制 定時制	月額 19,000円	月額 13,000円	月額 18,000円
		通信制	月額 20,000円	月額 20,000円	月額 23,000円
私立の 高等学 校等	自宅通学 の場合	全日制 定時制	月額 25,000円	月額 20,000円	月額 25,000円
		通信制	月額 27,000円	月額 27,000円	月額 30,000円
	自宅外通 学の場合	全日制 定時制	月額 30,000円	月額 25,000円	月額 30,000円
		通信制	月額 32,000円	月額 32,000円	月額 35,000円

別表第3

(基準額)

19歳未満の扶養親族の人数	市町村民税所得割額 (保護者等合算)	
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満
1人	0	1
	1	0
2人	0	2
	1	1
3人	2	0
	3	0
4人	0	3
	1	2
	2	1
	3	0
5人	4	0
	0	5
	1	4
	2	3
	3	2
	4	1
	5	0

※ 扶養親族とは、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。

※ 扶養親族の数は、申請を行おうとする月の属する年の前年(当該月が1月から3月までの月であるときは、前々年。以下において単に「前年」という。)の12月31日現在において、保護者等が有する(扶養親族が前年の中途において死亡した場合を含む。)年齢19歳未満の扶養親族の数とする。

※ 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在の年齢とし、同年1月1日から12月31日までに死亡した扶養親族は、その死亡の日現在の年齢とする。

※ 19歳未満の扶養親族の数が6人以上となるときは基準額は別に定める。

別表第4

A：収入見込額 (千円単位：千未満四捨)	B：市町村民税所得割額相当額 (Bがマイナスになる場合B=0とする。)
$A \leq 1,625$	$(A - 330w - 330x - 450y - 380z - 980) \times 6\%$
$1,625 < A \leq 1,800$	$(0.6A - 330w - 330x - 450y - 380z - 330) \times 6\%$
$1,800 < A \leq 3,600$	$(0.7A - 330w - 330x - 450y - 380z - 510) \times 6\%$
$3,600 < A \leq 6,600$	$(0.8A - 330w - 330x - 450y - 380z - 870) \times 6\%$
$6,600 < A \leq 10,000$	$(0.9A - 330w - 330x - 450y - 380z - 1,530) \times 6\%$
$10,000 < A$	$(0.95A - 330w - 330x - 450y - 380z - 2,030) \times 6\%$

w：扶養控除配偶者数（人）

x：扶養親族数（16歳未満の年少扶養親族、扶養配偶者及び特定扶養親族は含まない。）

y：19～22歳の特定扶養親族者数（人）

z：70歳以上の特定扶養親族者数（人）

別表第5

その他やむを得ない理由の区分	返還の猶予事由を証する書類
生活保護受給中	修学生が被証明者である生活保護受給証明書又は民生委員の証明書
新卒及び在学猶予終了の場合の無職・未就職	求職受付票のコピー（ハローワークカード等）又は求職活動中であることがわかる書類
失業中	離職証明書又は雇用保険受給資格者証の写し
低所得等（収入が生活保護支給基準以下であること。）	最新年分の所得（課税）証明書 損益計算書（別記第2号様式）、給与見込及び勤務証明書（別記第11号様式）又は給与見込計算書（別記第12号様式） 修学資金返還猶予申請に係る世帯状況申告書（別記第13号様式） 既婚者の場合は、配偶者の最新年分の所得（課税）証明書 父母と同居の場合は、父母の最新年分の所得（課税）証明書
進学準備中	予備校等の在学証明書

別表第6

心身障害の程度	心身障害の状態
第1級	1 心神喪失の常況にあるもの 2 両眼の視力が0.02以下に減じたもの 3 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの 4 そしゃくの機能を失ったもの 5 言語の機能を失ったもの 6 手の指の全部を失ったもの 7 常に床について複雑な看護を必要とするもの 8 1から7までに掲げるもののほか、心身障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 鼓膜の大部分の欠損等により、両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの 3 そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの 4 せき柱の機能に著しい障害を残すもの 5 片手を腕関節以上で失ったもの 6 片足を足関節以上で失ったもの 7 片手の三大関節中の2関節又は3関節の機能を失ったもの 8 片足の三大関節中の2関節又は3関節の機能を失ったもの 9 片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったもの 10 足の指を全部失ったもの 11 せき柱、胸かく又は骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの 12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの 13 1から12までに掲げるもののほか、心身障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考 1 心身障害の状態は、症状が固定したもの又は回復の見込みがないものとする。

2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについては矯正視力により、視表は万国式試視力表による。

